

中止事業について

(平成15年8月末時点)

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業	ときがわそうごうかいはつしぎょう 土器川総合開発事業 四国地方整備局 (かがわけん ことなみちほか (香川県 琴南町他))	利水の目処が立たないことから、特定多目的ダム事業である土器川総合開発事業は中止する。 なお、今後、土器川の治水・利水・環境の問題に関しては、河川整備計画を策定する中で流域の意見を踏まえて検討する。
	ざつん 座津武ダム建設事業 沖縄総合事務局 (おきなわけん くにがみそん (沖縄県 国頭村))	座津武ダムが水資源開発施設として必要性がなくなったことから、特定多目的ダム事業としての同事業を中止する。
	さなしがわ 佐梨川ダム建設事業 新潟県 (にいがたけんきょうおぬまくんゆのたにむら (新潟県北魚沼郡湯之谷村))	発電事業者の撤退により事業費の負担額が増加し、費用対効果が得られない状況となったため中止する。
土地区画整理事業	ひがしおぢやきた 東小千谷北地区土地区画整理事業 ひがしおぢやきた 東小千谷北土地区画整理事業組合 (にいがたけん おぢやし (新潟県 小千谷市))	地価の下落、宅地需要の減少等により事業収支が合わなくなったこと等により組合員の合意形成が困難となり事業の進捗が見込めないこと、当該事業の停滞が関連事業(国道事業等)の遅延の原因となっていることなどから、事業を中止する。
都市基盤整備公団事業	しんかわさき 新川崎地区 (土地区画整理事業) 都市基盤整備公団 (かながわけんかわさきし よこはまし (神奈川県川崎市・横浜市))	川崎市が打ち出した、新駅設置を前提とした土地区画整理事業の事業中止の方針を受け、今後、市の都市計画決定及び事業要請を受ける目処がたたないことから、事業中止とする。